岩倉市がん患者医療用補整具購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者のがん治療による外見変貌を補完する医療 用ウィッグ又は乳房補整具(以下「補整具」という。)の購入に係る経済 的負担の軽減を図るため、補整具購入費の一部を補助するために交付す る岩倉市がん患者医療用補整具購入費補助金(以下「補助金」という。) について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 医療用ウィッグ がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ (かつら) をいう。
 - (2) 乳房補整具 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための 補整下着、補整パッド又は人工乳房をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 第6条第1項の申請をする日において、住民基本台帳法(昭和42 年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に登録されていること。
 - (2) がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けていること。
 - (3) がん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入していること。
 - (4) 過去に愛知県内の他の市町村から、愛知県のがん患者アピアランスケア支援事業実施要領に基づく補助を受けていないこと。

(補助対象費用)

- 第4条 補助金の交付の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。) は、補助対象者が次に掲げる補整具(令和4年4月1日以降に購入した ものに限る。)を購入した費用とする。
 - (1) 医療用ウィッグ(同時に購入した頭皮保護用ネットを含む。)
 - (2) 乳房補整具(人工乳房のうち乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。)

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、補助対象費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20,000円を上限とする。
- 2 補助金の交付は、補助対象者1人につき、前条各号の補装具の区分ご とにそれぞれ1回とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(その者が未成年者又は成年被後見人であるときは、その保護者。以下「申請者」という。)は、 岩倉市がん患者医療用補整具購入費補助金申請書(様式第1。以下「申 請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。
 - (1) がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛 又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類の写し
 - (2) 補整具の購入に係る領収書(原本)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請書の提出期限は、補整具を購入した日の翌日から1年以内とする。 (補助金の交付決定)
- 第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは岩倉市がん患者医療用補整具購入費補助金交付決定 通知書(様式第2。以下「交付決定通知書」という。)により、申請の内 容が適当と認められないときは岩倉市がん患者医療用補整具購入費補助 金交付不承認通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。 (補助金の請求及び交付)
- 第8条 前条の規定により交付決定通知書を受けた者は、市長に対し、岩 倉市がん患者医療用補整具購入費補助金請求書(様式第4。以下「請求 書」という。)を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により提出された請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。 (報告)
- 第10条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受け、又は受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求

めることができる。

(譲渡の禁止等)

第11条 この要綱による補助金の交付を受ける権利は、他人に譲渡し、 又は担保に供することができない。

(個人情報の取扱い等)

第12条 市長は、補助金の交付に当たっては、個人情報の取扱いに十文 留意するとともに、申請者及びその家族の心情に十分配慮した対応を取 るものとする。

(補助金の周知)

第13条 市長は、補助金について広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。